（農地を転用するための許可申請）

第三十条　法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合には、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書

二～七　（略）

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第三十一条　法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二　土地の所在、地番、地目及び面積

三～七　（略）

（市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出）

第五十条　（略）

２　令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十一　（略）

十二　地方公共団体（都道府県等を除く。）、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域（指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域）内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合

十三・十四　（略）

十五　地方公共団体（都道府県等を除く。）又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合

十六～十八　（略）

十九　地方公共団体（都道府県等を除く。）が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにし、又は採草放牧地を一時的に採草放牧地以外のもの（農地を除く。第五十七条の三において同じ。）にするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合

（農地を転用するための許可申請）

第三十条　法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し

二～七　（略）

（農地を転用するための許可申請書の記載事項）

第三十一条　法第四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請者の氏名、住所及び職業（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地、業務の内容及び代表者の氏名）

二　土地の所在、地番、地目、面積、利用状況及び普通収穫高

三～七　（略）

（市街化区域内の農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出）

第五十条　（略）

２　令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　届出に係る農地又は採草放牧地を農地及び採草放牧地以外のものにする行為が都市計画法第二十九条第一項の許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につきその許可を受けたことを証する書面

四　（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第五十三条　法第五条第一項第八号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十一　（略）

十二　地方公共団体（都道府県を除く。）、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、土地開発公社、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は指定法人が市街化区域（指定法人にあつては、指定計画に係る市街化区域）内にある農地又は採草放牧地につき第一号の権利を取得する場合

十三・十四　（略）

十五　地方公共団体（都道府県を除く。）又は災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関若しくは同条第六号に規定する指定地方公共機関が行う非常災害の応急対策又は復旧であつて、当該機関の所掌業務に係る施設について行うもののために必要な施設の敷地に供するため第一号の権利を取得する場合

十六～十八　（略）

（新設）